

## 国立大学法人大分大学年俸制適用教員給与規程

平成26年12月24日制定  
平成26年規程第41号

### (趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人大分大学職員給与規程（平成16年規程第18号。以下「給与規程」という。）第3条第3項の規定により、同条第2項第1号の年俸制の給与に関し必要な事項を定める。

### (適用範囲)

第2条 この規程による年俸制の適用を受ける大学教員は、別記様式によりこの規程の適用について同意し、かつ、国立大学法人大分大学教育職員規程（平成16年規程第16号）第2条第1号に規定する大学教員のうち、学長が認める教授、准教授、講師又は助教（以下「年俸制適用教員」という。）とする。

### (給与の種類)

第3条 年俸制適用教員の給与は、年俸及び諸手当とする。

- 2 年俸は、基本年俸及び業績年俸とする。
- 3 諸手当は、給与規程第3条第1項第2号に掲げる手当（期末手当、勤勉手当及び期末特別手当を除く。）とする。

### (基本年俸)

第4条 基本年俸の額は、職名に応じ、別表第1に定めるとおりとする。

- 2 基本年俸の額は、給与規程の改定状況、国立大学法人大分大学（以下「法人」という。）の財務状況等を勘案し、これを改定することができる。

### (業績年俸)

第5条 業績年俸の額は、評価区分に応じ、別表第2に定めるとおりとする。

- 2 業績年俸の額は、前年度における勤務を対象として、その者の勤務成績の評価に基づき、学長がこれを決定する。ただし、新たに年俸制適用教員となった者については、別表第2に定める評価区分の標準の額とする。
- 3 前項ただし書の規定の適用を受ける年俸制適用教員について学長が特に必要と認める場合は、この限りでない。
- 4 第2項に規定する勤務成績の評価に関する基準等は、学長が別に定める。
- 5 業績年俸の額は、給与規程の改定状況、法人の財務状況等を勘案し、これを改定することができる。

### (年俸の決定日)

第6条 年俸は、毎年4月1日に定めるものとする。

### (給与の支給日)

第7条 給与は、毎月1回、当該月の17日（以下「支給日」という。）に、年俸の12分の1の額（以下「本給」という。）及びその月の諸手当の額を支給する。

- 2 給与の支給日は、給与規程第4条第1項及び第2項の規定を準用する。
- 3 諸手当のうち、外部資金獲得手当については、給与規程第4条第4項の規定を準用する。
- 4 諸手当のうち、競争的研究費等業績手当については、給与規程第4条第5項の規定を準用する。
- 5 諸手当のうち、クロスアポイントメント手当については、給与規程第4条第6項の規定を準用する。

### (本給の支給及び諸手当の額の決定)

第8条 この規程に定めるもののほか、年俸制適用教員の本給の支給及び諸手当の額の決定等については、給与規程を準用する。

2 前項の規定により給与規程を準用するに当たっては、職名に応じ、次表に定める教育職本給表（一）の職務の級を適用するものとする。

職名	職務の級
助教	2級
講師	3級
准教授	4級
教授	5級

（雇用の制限）

第9条 年俸制適用教員は、引き続き国立大学法人大分大学退職手当規程（平成16年規程第29号）の適用を受ける職員となることはできない。ただし、当該教員が国立大学法人大分大学2号年俸制適用教員給与規程（令和2年規程第18号）の適用を受けることとなる場合は、この限りでない。

（雑則）

第10条 この規程に定めるもののほか、年俸制適用教員の給与に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成27年1月1日から施行する。
- 2 年俸制適用教員に係る本給の調整額及び初任給調整手当については、給与規程の一部を改正する規程（平成28年規程第3号）による改正後の給与規程の規定に準じて支給する。
- 3 年俸制適用教員に係る本給の調整額及び初任給調整手当については、給与規程の一部を改正する規程（平成28年規程第77号）による改正後の給与規程の規定に準じて支給する。
- 4 年俸制適用教員に係る初任給調整手当については、給与規程の一部を改正する規程（平成29年規程第70号）による改正後の給与規程の規定に準じて支給する。
- 5 年俸制適用教員に係る特別診療手当、宿日直手当及び初任給調整手当については、給与規程の一部を改正する規程（平成30年規程第65号）による改正後の給与規程の規定に準じて支給する。
- 6 年俸制適用教員に係る初任給調整手当については、給与規程の一部を改正する規程（令和5年規程第63号）による改正後の給与規程の規定に準じて支給する。

附 則（平成28年規程第7号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成28年3月1日から施行し、この規程による改正後の国立大学法人大分大学年俸制適用教員給与規程（以下「新規程」という。）の規定は、平成27年4月1日から適用する。

（差額の支給）

- 2 平成28年3月1日に在職する職員で、新規程の適用により、改正前の国立大学法人大分大学年俸制適用教員給与規程に基づき既に支給された給与との間に差額の生じるものに対しては、施行日以降の給与の最初の支給日にその差額を支給する。

附 則（平成28年規程第80号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成29年1月1日から施行し、この規程による改正後の国立大学法人大分大学年俸制適用教員給与規程（以下「新規程」という。）の規定は、平成28年4月1日から適用する。

(差額の支給)

- 平成29年1月1日に在職する職員で、新規程の適用により、改正前の国立大学法人大分大学年俸制適用教員給与規程に基づき既に支給された給与との間に差額の生じるものに対しては、施行日以降の給与の最初の支給日にその差額を支給する。

附 則 (平成29年規程第73号)

(施行期日)

- この規程は、平成30年1月1日から施行し、この規程による改正後の国立大学法人大分大学年俸制適用教員給与規程(以下「新規程」という。)の規定は、平成29年4月1日から適用する。

(差額の支給)

- 平成30年1月1日に在職する職員で、新規程の適用により改正前の国立大学法人大分大学年俸制適用教員給与規程に基づき既に支給された給与との間に差額の生じるものに対しては、同月の給与の支給日にその差額を支給する。

附 則 (平成30年規程第68号)

(施行期日)

- この規程は、平成31年1月1日から施行し、この規程による改正後の国立大学法人大分大学年俸制適用教員給与規程(以下「新規程」という。)の規定は、平成30年4月1日から適用する。

(差額の支給)

- 平成31年1月1日に在職する職員で、新規程の適用により改正前の国立大学法人大分大学年俸制適用教員給与規程に基づき既に支給された給与との間に差額の生じるものに対しては、同月の給与の支給日にその差額を支給する。

附 則 (令和2年規程第22号)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年規程第58号)

この規程は、令和4年6月1日から施行する。

附 則 (令和4年規程第62号)

この規程は、令和4年6月1日から施行する。

附 則 (令和4年規程第83号)

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

附 則 (令和5年規程第68号)

(施行期日)

- この規程は、令和6年1月1日から施行し、この規程による改正後の国立大学法人大分大学年俸制適用教員給与規程(以下「新規程」という。)の規定は、令和5年4月1日から適用する。

(差額の支給)

- 令和6年1月1日に在職する職員で、新規程の適用により改正前の国立大学法人大分大学年俸制適用教員給与規程に基づき既に支給された給与との間に差額の生じるものに対しては、同月の給与の支給日にその差額を支給する。

別表第1（第4条関係）

基本年俸表

職名	教授	准教授	講師	助教
基本年俸	6,000,000円	5,000,000円	4,500,000円	4,000,000円

別表第2（第5条関係）

業績年俸表

評価区分	教授	准教授	講師	助教
SS	学長が別に定める	学長が別に定める	学長が別に定める	学長が別に定める
S	8,256,000円	6,880,000円	4,128,000円	2,924,000円
A	7,104,000円	5,920,000円	3,552,000円	2,516,000円
B	5,952,000円	4,960,000円	2,976,000円	2,108,000円
C	5,088,000円	4,240,000円	2,544,000円	1,802,000円
標準	4,800,000円	4,000,000円	2,400,000円	1,700,000円
D	4,512,000円	3,760,000円	2,256,000円	1,598,000円
E	3,648,000円	3,040,000円	1,824,000円	1,292,000円
F	2,496,000円	2,080,000円	1,248,000円	884,000円

別記様式

同 意 書

年 月 日

国立大学法人大分大学長 殿

部局

職名

氏名（自署）

印

私は、国立大学法人大分大学年俸制適用教員給与規程（平成26年規程第41号）の適用を受けることに同意します。